

院内感染対策の継続と「特定疾患療養管理料(100床未満の病院)」について

2023.10.1~

新型コロナウイルス感染症治療に対する診療報酬が2023年10月1日から大きく変更(減額)されます。

流行性感冒のひとつになりましたが、空気感染をする点から新型コロナウイルスの感染力は大変強いままです。医療・福祉施設内で流行してしまうと高齢者の生命を脅かし、入院医療に大変な負担がおよび、結果的に感染症以外の通常の診療にまで大きな影響を及ぼす(10月1日現在でそうなっています)病気です。医療機関での感染対策は緩めることがまだできません。

発熱や感冒症状がある方の診療は**いままでどおり車内待機・院外テントでの診療**をお願いします。ご理解いただきご協力をこれからもお願いいたします。

「特定疾患療養管理料(100床未満の病院)」とは「新型コロナウイルス感染症が疑われる患者様に対し、受入患者様を限定しない形で、必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合に算定できる」10月1日から減額変更された医療費です。(3割負担で440円のご負担となります)上記に当てはまる方に算定をさせていただきます。

* 上記の院内感染防止対策にご協力いただけない方は、当院での診療をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。



のだクリニック